

芦屋市市民参画協働推進計画

～市民参画協働推進による
新しい芦屋のまちづくり～

(案)

芦 屋 市

第1章 推進計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

本市では、平成12年度に策定された「第3次芦屋市総合計画」に市政の根幹として、「市民参画・協働推進による市政の推進」を規定しています。

市民と市が、互いに信頼し、責任を持ち、協力しあうことにより、参画協働による地方分権社会にふさわしい新しい芦屋のまちづくりを、推進することが必要です。

そこで、市民と市が共に考え、共に取り組むためのルールと施策の基本的な方向性を明らかにした「芦屋市市民参画・協働推進の指針」を市民委員の参加の下に平成18年2月に策定しました。

この指針を基に、本市の市政に対する市民の参画を推進するための基本的な事項を定め、市民と市が協働による住みよいまちをつくることを目的とした「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」を平成19年3月に制定しました。

本計画は、この条例に基づき、本市の市政に対する市民の参画を推進し、市民と市が協働による市政を計画的に、市民の皆さんとともに進めていくために定めるものです。

2 計画の期間

本計画は、平成19年度からおおむね5年間とします。

なお計画は、社会情勢の変化及び市民参画の推進状況に応じて見直しを行います。

第2章 推進計画

1 基本理念

市民参画と協働による住みよいまちづくり

平成12年4月「地方分権一括法」が施行され、本市をはじめとして全国の地方自治体は、国と対等の関係のもとに、地域の実情に沿った市政を実践していくことが求められています。

市は、震災の復興過程で市民と市が一丸となり協働し、共に苦労を分かち合い芦屋市を再生した経験を生かし、市民と市の連携により真に豊かで個性的な暮らしやすいまちづくりを進めます。

そのために市民と市は、互いに市民参画協働推進に向けて情報の共有化や参加機会の拡充、まちづくり活動の促進を図り、「市民と市の参画協働による住みよいまちづくり」の実現を目指します。

用語の意義（定義）

「市民」とは
市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいいます。

「市民参画」とは
市民が市政に参画する意思を反映させることを目的として、市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいいます。

「協働」とは
市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互い尊重し、補完し、協力することをいいます。

「まちづくり」とは
市や地域をより良くすることを目的とした、＜考える＞＜情報を通わせる＞＜仕組みや制度を作る＞＜事業を行う＞など、すべての行動を「まちづくり」といいます。

2 基本目標

市民参画協働の推進に当たって市は、芦屋のまちにふさわしい参画と協働を推進するため、基本目標を掲げ具体的に取り組みます。

- 基本目標 1 市民参画協働への意識と意欲を高めます <意識づくり>
- 基本目標 2 多様な市民参画の手法を整備します <手法の整備>
- 基本目標 3 市民活動を高めるための環境を整備します <環境の整備>
- 基本目標 4 市民参画協働推進の仕組みを整備します <仕組みづくり>
- 基本目標 5 市民参画協働事業を推進します <市民参画協働事業の推進>

3 具体的な取組み

基本目標 1 市民参画協働への意識と意欲を高めます

<意識づくり>

(1) 受信した情報を正確に分かりやすく伝えるための環境を整備します。

市民が自主的に市政に参画し、市や市民と協働したいときには、すぐに情報をまとめて見ることができるようになります。市民の参画協働への意識と意欲を高めるため、協働の拠点において、情報を受信、一元化、共有及び発信しやすい環境を整備します。

ア ホームページの活用による情報の受信及び発信をします。

情報収集機能の強化のため、協働の拠点において、ホームページを開設し、市内で活動している団体の情報を共有できるよう取りまとめます。各市町の参画センターとリンクし、インターネットを活用した参画情報や地域の身近な協働情報を受信、一元化、共有及び発信します。

イ 多様な媒体による情報伝達方法の工夫に努めます。

市は、多様な媒体からさまざまな情報を受け取り、その中から、正確で分かりやすい情報を迅速に整備して市民に提供し、説明責任を果たすことが出来るよう工夫に努めます。

市民活動に関する様々な情報をすべての主体に提供するため、市広報紙、市ホームページや独自に作ったホームページ、チラシ、リーフレット、回覧板やイベント等を多元的に活用します。

<p>この計画の中では、市民参画協働推進に関する情報を 「市民又は市が手に入れること」を受信と 「市が取りまとめること」を一元化と 「市民と市が共に持つこと」を共有と 「市民又は市が伝えること」を発信と いいます。</p>

(2) まちづくりや市民参画協働の推進にかかわる学習機会の充実に努めます。

ア 市民に向けての参画協働の啓発と意識の醸成
市広報紙やホームページを活用し,市民に向けての参画協働の啓発と意識の醸成に努めます。

イ 学習機会の充実
市民を対象とした参画協働にかかわる講座や学習会等を開催し,市民参画協働の推進に努めます。

ウ 新たな担い手の育成
新たな担い手の育成に努めます。
職場を退職した後に,無理なく自然に市民活動に参加できるよう支援に努めます。

エ 市民活動の人材育成とリーダー育成の実施
各種の要素を連携させて大きな力として,市民活動をコーディネートできる人材の育成と活動を導くリーダーの育成に努めます。そのため参画協働の推進に関する研修を継続的に実施し,人的資源の活用に努めます。

(3) 市職員に参画協働に関する研修を実施します。

市職員の市民参画協働の推進に関する意識と資質の向上を図るため,多様な形態の職員研修を実施します。

市職員の,一人ひとりのまちづくりに対する意欲,知識及び技能を高め,意識を醸成します。

基本目標 2 多様な市民参画の手法を整備します

<手法の整備>

(1) 市の施策などの策定過程においては、企画立案の段階から市民への説明を行うとともに、市民参画の手續に関する制度を整備します。

1) 審議会等の活用

審議会等には、適切な市民代表や有識者等が選任されなければいけません。そのためにも、市民委員の選任に努めます。

2) 市民提案の活用

市民参画の手續に基づく市民からの提案について、市は積極的に対応します。また、その審査結果について、説明責任を果たします。

3) ワークショップの開催

ワークショップについては様々な手法があります。市は、市民と協働で新たな手法の開発に努めます。

4) パブリックコメントの活用

他の市民参画手續との関係も勘案して、より効果が上がるよう実施していきます。

5) 新たな市民参画の手法の調査研究

新たな市民参画の手法の調査研究をします。

芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例

(市民参画の対象)

第6条 市民参画の手續の対象となる施策は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市の基本構想,基本計画その他基本的事項を定める計画等の策定又は重要な変更
 - (2) 市政に関する基本方針を定め,又は市民に義務を課し,若しくは権利を制限する条例の制定又は改廃
 - (3) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等若しくはその利用や運営に関する方針の策定又はそれらの重要な変更
 - (4) その他市民生活に極めて重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- 2 前項の規定にかかわらず,次の各号のいずれかに該当する施策については,市民参画の手續を行わないことができる。
- (1) 法令又は条例に施策の実施の基準が定められ,当該基準に基づき行うもの
 - (2) 市税の賦課徴収及び分担金,使用料,手数料等の徴収に関するもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか,緊急を要するものその他やむを得ない理由があるもの

基本目標3 市民活動を高めるための環境を整備します

<環境の整備>

(1) 行政情報を積極的に発信するよう努めます。

市は、市民に対してこれまでもまして、より分かりやすい情報の発信に努めます。

(2) 協働の拠点の整備と充実を図ります。

市は、市民参画協働の推進を図るため、地域の課題解決又は発展を目的として市内で活動する個人及び市民活動団体の協働の拠点を設置します。

また、協働の拠点では次の事業に取り組み、充実を図ります。

- ・市民参画及び協働に関する行政情報や市民活動についての情報の収集及び提供
- ・利用者間の交流やネットワーク支援
- ・NPOに関する相談（中間支援）
- ・その他市民参画及び協働の推進に関すること

基本目標 4 市民参画協働推進の仕組みを整備します

<仕組みづくり>

(1) 市民参画協働推進の組織体制を整備します。

本市における市民参画協働を総合的に推進するため、市長を本部長とする芦屋市市民参画協働推進本部を設置し、全庁を挙げて計画の着実な推進を図ります。

(2) 参画協働事業を支える仕組みづくりを行います。

ア 市民参画協働推進システムの整備に努めます。

市民と市の役割分担を、参画協働の視点からとらえ直し、協働事業の課題の解決及び推進を図るシステムの整備に努めます。

イ 参画協働を評価する仕組みを検討します。

協働事業の信頼性を高め、事業の透明性を確保するとともに、協働の視点から事業の目的や効果を評価する仕組みを検討します。

ウ 新たな活動に対する支援に努めます。

基本目標5 市民参画協働事業を推進します

<市民参画協働事業の推進>

(1) 市民参画協働の推進をするための新たな協働事業を検討します。

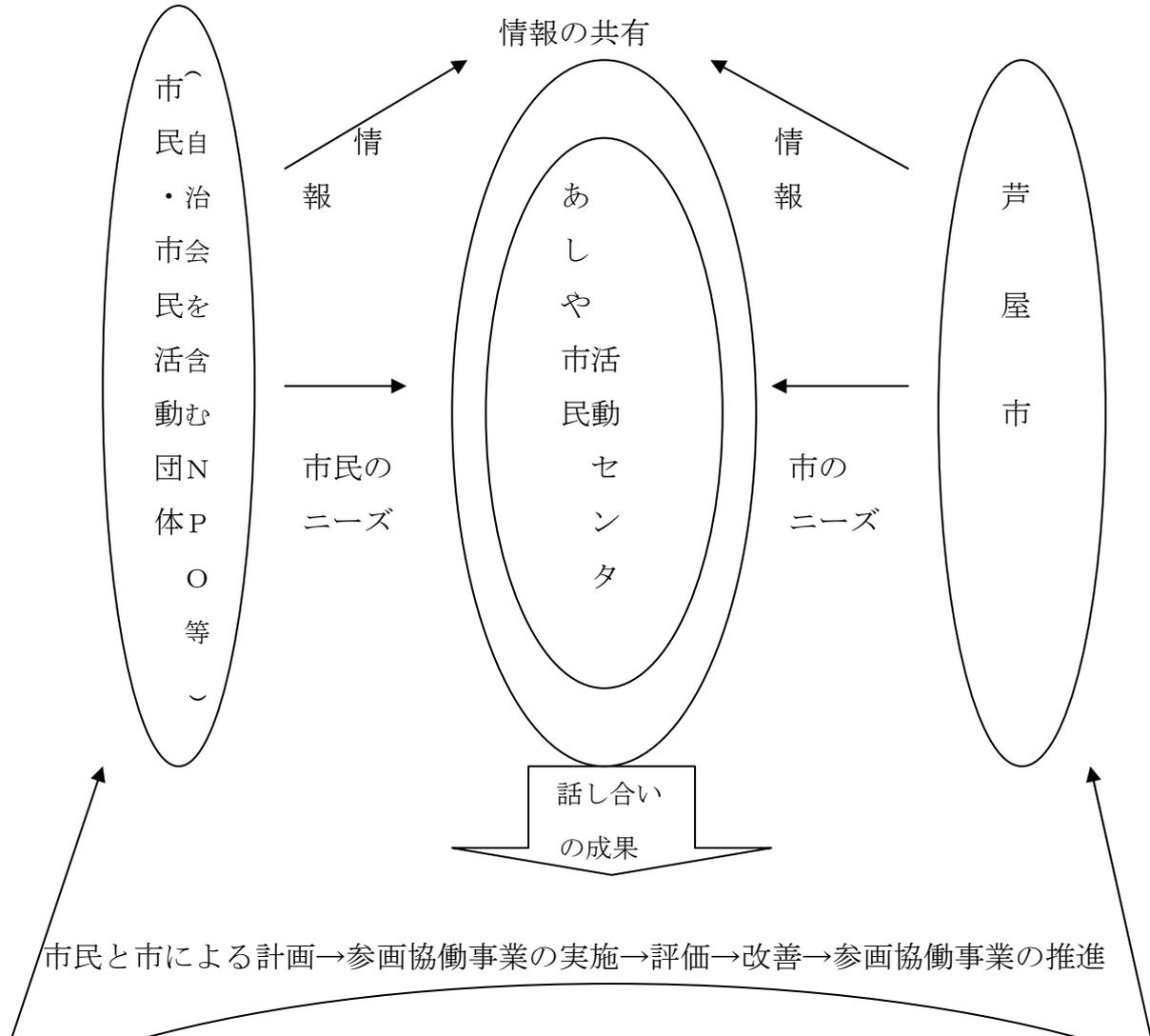
市民と市は、これまでも連携を図りながら協働事業に取り組んできました。

今後とも市は、参画協働事業の拡大を図りながら、市民参画協働の推進を図ります。

芦屋市市民参画協働推進計画イメージ図

市民参画協働推進の取り組み

市民参画協働事業を支える仕組みづくり



市民と市による計画→参画協働事業の実施→評価→改善→参画協働事業の推進

市民参画協働を推進するために市がなすべきこと

- 基本目標 1 市民参画協働への意識と意欲を高めます <意識づくり >
- 基本目標 2 多様な市民参画の手法を整備します <手法の整備 >
- 基本目標 3 市民活動を高めるための環境を整備します <環境の整備 >
- 基本目標 4 市民参画協働推進の仕組みを整備します <仕組みづくり >
- 基本目標 5 市民参画協働事業を推進します <市民参画協働事業の推進 >

市民参画と協働による住みよいまちづくり